

インフルエンザによる出席停止の基準（具体例）

《基準》

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

〔学校保健安全法施行規則第19条 2012年4月1日改正〕

例えば、発症後2日目に解熱した場合



ポイント1

発熱した日は「発症日」。日数は次の日からカウントする。

例えば、発症後4日目に解熱した場合



ポイント2

解熱して2日後でも発症後5日を過ぎていなければ登校できません。